

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>酒類における有機等の表示基準</p> <p>(有機農畜産物加工酒類における有機等の表示)</p> <p>1 有機農畜産物加工酒類（次項に規定する有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類をいう。以下同じ。）は、当該酒類の容器又は包装に、「有機又はオーガニック」（以下「有機等」という。）の表示をすることができるものとする。</p> <p>この場合において、有機等の表示に使用する文字は、日本文字とし、明瞭に判読できる書体とすること。</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものに限り使用することができる。</p> <p>イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示（日本農林規格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。）により格付したことを見示す特別な表示をいう。）が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあってはこの限りでない。</p> <p>(イ) 有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条《定義》に規定する有機農産物をいう。）</p>	<p>酒類における有機等の表示基準</p> <p>(有機農畜産物加工酒類における有機等の表示)</p> <p>1 有機農畜産物加工酒類（次項に規定する有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類をいう。以下同じ。）は、当該酒類の容器又は包装に、「有機又はオーガニック」（以下「有機等」という。）の表示をすることができるものとする。</p> <p>この場合において、有機等の表示に使用する文字は、日本文字とし、明瞭に判読できる書体とすること。</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。</p> <p>（新設）</p> <p>イ 有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号）第3条《定義》に規定する有機農産物をいい、その容器、包装又は送り状に格付の表示（日本農林規格（農林物</p>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
	<u>資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u> <u>(昭和25年法律第175号)第2条第3項《定義等》</u> <u>に規定する日本農林規格をいう。)により格付</u> <u>したことと示す特別な表示をいう。以下同じ。)</u> <u>が付されているもの及び有機農産物加工酒類を</u> <u>製造する者が生産し、同法第14条《製造業者等</u> <u>の行う格付》の規定により格付されたものに限</u> <u>る。以下同じ。)</u>
(ロ) <u>有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条《定義》に規定する有機加工食品をいう。）</u>	口 <u>有機農産物加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第60号）第3条《定義》に規定する有機農産物加工食品をい</u> <u>い、その容器、包装又は送り状に格付の表示が</u> <u>付されているもの及び有機農産物加工酒類を製</u> <u>造する者が製造又は加工し、農林物資の規格化</u> <u>及び品質表示の適正化に関する法律第14条の規</u> <u>定により格付されたものに限る。以下同じ。）</u>
(ハ) <u>有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1608号）第3条《定義》に規定する有機畜産物をいう。）</u>	(新設)
口 <u>有機農畜産物加工酒類（当該酒類を製造する</u> <u>者が製造した酒類で第1号から第3号の規定に</u> <u>該当するもの及び当該酒類の製造場に移入し、</u> <u>又は引き取った酒類（酒税法第28条第1項《未</u> <u>納税移出》又は第28条の3第1項《未納税引取》</u> <u>の規定の適用を受けた酒類をいう。）で第1号</u> <u>から第3号の規定に該当することについての証</u> <u>明があるものを含む。）</u>	ハ <u>有機農産物加工酒類（当該酒類を製造する者</u> <u>が製造した酒類で第1号から第3号の規定に該</u> <u>当するもの及び当該酒類の製造場に移入し、又</u> <u>は引き取った酒類（酒税法第28条第1項《未納</u> <u>税移出》又は第28条の3第1項《未納税引取》</u> <u>の規定の適用を受けた酒類をいう。）で第1号</u> <u>から第3号の規定に該当することについての証</u> <u>明があるものを含む。）</u>
ハ <u>イ以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</u>	二 <u>イ及びロ以外の農産物（原材料として使用</u> <u>した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放</u> <u>射線照射食品及び組換えDNA技術（酵素等を</u> <u>用いた切断及び再結合の操作によって、DNA</u> <u>をつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それ</u> <u>を生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）</u> <u>を用いて生産されるものを除く。）、畜水産物</u> <u>（放射線照射食品及び組換えDNA技術を用い</u>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 (案)	現 行
	<u>て生産されるものを除く。) 及びこれらの加工品 (原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。) 並びにハ以外の酒類 (原材料として使用した有機農産物加工酒類と同一の品目の酒類及び放射線照射食品又は組換えDNA技術を用いて生産されたものを原材料として使用した酒類を除く。)</u>
(イ) <u>原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物</u>	(新設)
(ロ) <u>放射線照射が行われたもの</u>	(新設)
(ハ) <u>組換えDNA技術 (酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。) を用いて生産されたもの</u>	(新設)
二 水産物 (放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)	(新設)
ホ ハ又はニの加工品 (原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)	(新設)
ヘ ハ以外の酒類。ただし、以下のものを除く。	(新設)
(イ) <u>原材料として使用した有機農畜産物加工酒類と同一の品目の酒類</u>	
(ロ) <u>放射線照射が行われたもの</u>	
(ハ) <u>組換えDNA技術を用いて生産されたもの。</u>	
ト 水	ト 水
チ 別表1の食品添加物 (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)	ヘ 別表1に掲げる食品添加物 (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。	(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。
原材料 (水を除く。) の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類 (以下「有機農畜産物等」という。) の重	イ 水の重量を除いた原材料の重量に占める有機農産物、有機農畜産物加工食品及び有機農畜産物加工酒類 (以下「有機農畜産物等」という。) の重量

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>量の割合（以下「<u>有機農畜産物等の使用割合</u>」といふ。）が95%以上であること。 (削除)</p> <p>(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>製造は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること</u>とし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>ロ <u>原材料として使用される有機農畜産物等は、有機農畜産物等以外の農畜産物、農畜産物の加工食品及び酒類（以下「農畜産物等」という。）が混入しないように管理を行うこと。</u></p> <p>ハ <u>有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</u></p> <p>二 <u>有害動植物の防除、酒類の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</u></p> <p>ホ <u>製造された有機農畜産物加工酒類が洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</u></p> <p>(4) 品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>品目の前若しくは後又は近接する場所に「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農畜産物加工酒類）（有機畜産物を原材料として使用していないものに限る。）と表示されていること。</u></p>	<p>の割合（以下「<u>有機農畜産物等の使用割合</u>」といふ。）が95%以上であること。</p> <p>ロ <u>食品添加物の使用は有機農畜産物加工酒類を製造するために必要な最小限度のものであること。</u></p> <p>(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>製造の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。</u></p> <p>ロ <u>病害虫防除、酒類の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u></p> <p>ハ <u>病害虫の防除に使用する薬剤は別表2に掲げるものののみを使用することとし、使用した薬剤の原材料及び製品への混入が防止されていること。</u></p> <p>二 <u>原材料として使用される有機農畜産物等は、有機農畜産物等以外の農産物、農産物加工食品及び酒類（以下「農産物等」という。）と混合するおそれのないよう管理されていること。</u></p> <p>ホ <u>製造された有機農畜産物加工酒類が洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。</u></p> <p>(4) 品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>品目の前若しくは後又は近接する場所に「（有機農畜産物加工酒類）」と表示されていること。</u></p>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>□ 「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」の表示に用いている文字の書体及び大きさは、品目の表示に用いている文字と同じであること。</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の名称等の表示)</p> <p>3 有機農畜産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示及び有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示（以下「有機農畜産物等の使用表示」という。）をする場合は次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 有機農畜産物加工酒類の名称の表示は、「有機○○加工酒類」、「有機○○使用酒類」等、有機農畜産物加工酒類であることを表す事項を記載すること。</p> <p>この場合において、「○○」については農畜産物等の一般的な名称を記載するものとし、「有機」については「オーガニック」と記載することとして差し支えない（第3号において同じ。）。</p> <p>(2) 原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示は、農畜産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。</p> <p>この場合において、原材料に使用した有機農産物又はこれを製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。</p> <p>(3) 有機農畜産物等の使用表示は、「有機農畜産物加工酒類使用」、「有機○○使用」等、有機農畜産物等を原材料に使用していることを表す事項を記載すること。</p> <p>(輸入酒類に係る取扱い)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>□ 「(有機農畜産物加工酒類)」の表示に用いている文字の書体及び大きさは、品目の表示に用いている文字と同じであること。</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の名称等の表示)</p> <p>3 有機農畜産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示及び有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示（以下「有機農畜産物等の使用表示」という。）をする場合は次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 有機農畜産物加工酒類の名称の表示は、「有機○○加工酒類」又は「有機○○使用酒類」等、有機農畜産物加工酒類であることを表す事項を記載すること。</p> <p>この場合において、「○○」については農畜産物等の一般的な名称を記載するものとし、「有機」については「オーガニック」と記載することとして差し支えない（第3号において同じ。）。</p> <p>(2) 原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示は、農畜産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。</p> <p>この場合において、原材料に使用した有機農産物又は有機農畜産物加工食品のうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。</p> <p>(3) 有機農畜産物等の使用表示は、「有機農畜産物加工酒類使用」又は「有機○○使用」等、有機農畜産物等を原材料に使用していることを表す事項を記載すること。</p> <p>(輸入酒類に係る取扱い)</p> <p>4 (省略)</p>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>(有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示)</p> <p>5 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類（有機農畜産物加工酒類を除く。）は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める要件を全て満たす場合に限り、当該酒類の容器又は包装に有機農畜産物等の使用表示をすることができるものとする。</p> <p>この場合において、有機農畜産物等の使用表示は、第3項第3号に規定するところによるものとし、当該酒類の品質が有機農畜産物加工酒類と同等又は当該酒類より優れている印象を与えない方法によること。</p> <p>(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のもの。</p> <p>イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物○%使用)」と表示されていること。</p> <p>この場合において、「(有機農畜産物○%使用)」の表示に使用する文字については酒類の品目の表示に用いている文字の書体及び大きさと同じものとし、「○%」については1%単位又は5%刻みによる数字（いずれもその端数は切り捨て）により表示すること（以下同じ。）。</p> <p>□ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。</p> <p>ハ 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントより小さいものであること。</p> <p>(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のもの。</p> <p>イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物○%使用)」と表示されていること。</p> <p>□ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。</p>	<p>(有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示)</p> <p>5 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類（有機農畜産物加工酒類を除く。）は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める要件を全て満たす場合に限り、当該酒類の容器又は包装に有機農畜産物等の使用表示をすることができるものとする。</p> <p>この場合において、有機農畜産物等の使用表示は、第3項第3号に規定するところによるものとし、当該酒類の品質が有機農畜産物加工酒類と同等又は当該酒類より優れている印象を与えない方法によること。</p> <p>(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のもの。</p> <p>イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物○%使用)」と表示されていること。</p> <p>この場合において、「(有機農畜産物○%使用)」の表示に使用する文字については酒類の品目の表示に用いている文字の書体及び大きさと同じものとし、「○%」については1%単位又は5%刻みによる数字（いずれもその端数は切り捨て）により表示すること（以下同じ。）。</p> <p>□ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。</p> <p>ハ 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントより小さいものであること。</p> <p>(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のもの。</p> <p>イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物○%使用)」と表示されていること。</p> <p>□ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。</p>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
こと。	と。
<p>ハ <u>有機農畜産物等</u>の使用表示に使用する文字は、当該酒類の容器又は包装に表示されている法第86条の5「酒類の品目等の表示義務」に規定する事項（品目を除く。）及び未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第9号）第2項「酒類の容器又は包装に対する表示」に規定する事項の文字の活字のポイントを超えないものであること。</p>	<p>ハ <u>有機農畜産物等</u>の使用表示に使用する文字は、当該酒類の容器又は包装に表示されている<u>法第86条の5「酒類の種類等の表示義務」</u>に規定する事項（品目を除く。）及び未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第9号）第2項「酒類の容器又は包装に対する表示」に規定する事項の文字の活字のポイントを超えないものであること。</p>
(酒類における遺伝子組換えに関する表示)	(酒類における遺伝子組換えに関する表示)
<p>6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。）又はこれを原材料とする加工食品（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成18年農林水産省告示第1505号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。）の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。）を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類（これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。）又は特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。）であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。</p>	<p>6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。）又はこれを原材料とする加工食品（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。）の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。）を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類（これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。）又は特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。）であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。</p>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
(2)・(3)（省略）	(2)・(3)（同左）
別表1 <u>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、柿タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、二酸化珪素、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、ビロニア硫酸カリウム、二酸化硫黄</u>	別表1 <u>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、柿タンニン、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、二酸化炭素、卵白、ピロニア硫酸カリウム、二酸化硫黄、その他の食品添加物（次の①から④の要件を満たしているもの。①当該酒類の製造上必要不可欠であること、②当該酒類の品質の安定性を保持すること、③消費者の判断を誤らせるおそれのないこと、④天然物質又は天然物質に由来し、化学的に合成された物質を添加していないこと。）</u>
(注)（省略）	(注)（同左）
別表2 <u>除虫菊抽出物（共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。）、植物油及び動物油（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、ゼラチン（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、カゼイン（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、こうじかび菌由来の発酵産物（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、シイタケ菌糸体抽出物（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、クロレラ抽出物（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、キチン（天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、ミツロウ（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、珪酸塩鉱物（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、ケイソウ</u>	別表2 <u>除虫菊乳剤（除虫菊から抽出したもの。）、デリス乳剤、デリス粉、デリス粉剤、なたね油乳剤、マシン油エゾル、マシン油乳剤、硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、水和硫黄剤、シイタケ菌糸体抽出物液剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、硫酸銅（ボルドー剤調製用に使用する場合に限る。）、生石灰（ボルドー剤調製用に使用する場合に限る。）、液化窒素剤、天敵等生物農薬及び生物農薬製剤、性フェロモン剤、誘引剤、忌避剤、クロレラ抽出物液剤、混合生薬抽出物液剤、カゼイン石灰（展着剤として使用する場合に限る。）、パラフィン（展着剤として使用する場合に限る。）、ワックス水和剤、二酸化炭素剤（保管施設で使用する場合に限る。）、ケイソウ土剤（保管施設で使用する場合に限る。）</u>

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>土、ベントナイト(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、珪酸ナトリウム(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、重曹、二酸化炭素、カリウム石鹼《軟石鹼》(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、エタノール(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、ホウ酸(捕虫器に使用する場合に限ること。)、フェロモン(昆虫のフェロモン作用を有する物質を有效成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、食用に用いられる植物の抽出物(化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>

別表 3

- 1～5 (省略)
6 アルファルファ
7 てん菜

別表 4

形 質	酒 類	対象農産物
(省略)	(省略)	(省略)
高リシン	<p><u>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）</u></p> <p><u>2 第1号に掲げるものを主な原材料にするもの</u></p>	<p>とうもろこし（これを原材料とする加工食品を含む。）</p>

別表 3

- 1～5 (同左)
(新設)
(新設)

別表 4

形 質	酒 類	対象農産物
(同左)	(同左)	(同左)
(新設)	(新設)	(新設)